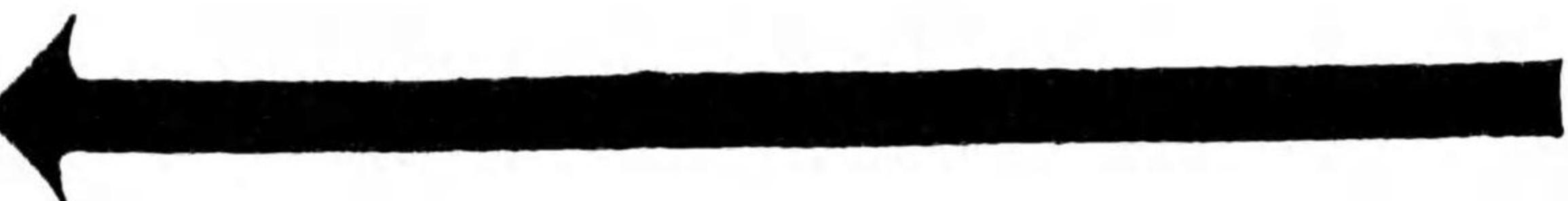


始



立花書房

325
2a

6 7 8 9 2 5 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2 6

刑事訴訟法

正文

昭和二十三年七月十日
法律第百三十一號

附 改正法律案の提案理由

325
+024

目

次

第二編 第一審

第一章 裁判所の管轄	一
第二章 裁判所職員の除斥及び忌避	二
第三章 訴訟能力	三
第四章 弁護及び補佐	四
第五章 裁判	五
第六章 書類及び送達	六
第七章 期間	七
第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留	八
第九章 捕收及び捜索	九
第十章 檢察	十
第十一章 証人尋問	十一
第十二章 証定	十二
第十三章 通訳及び翻訳	十三
第十四章 証拠保全	十四
第十五章 訴訟費用	十五

第二編 総則

第一章 裁判所の管轄

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

目 次

二

第一章 捜査	四
第二章 公判	五
第三章 公訴	六
第一節 公判準備及び公判手続	一
第二節 証拠	二
第三節 公判の裁判	三
第三編 上訴	四
第一章 通則	五
第二章 控訴	六
第三章 上告	七
第四章 抗告	八
第四編 再審	九
第五編 非常上告	一〇
第六編 略式手続	一一
第七編 裁判の執行	一二

〔附〕

刑事訴訟法を改正する法律案の提案理由(法務省裁)

刑 事 訴 訟 法

(昭和二十三年七月十日)
法律第百三十一号

第一編 総則

第一條 この法律は、刑事案件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事業の眞相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

第一章 裁判所の管轄

第二條 裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。

國外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。

総則 裁判所の管轄

第三條 事物管轄を異にする数個の事件が関連するときは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

第四條 事物管轄を異にする数個の関連事件が上級の裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管轄権を有する下級の裁判所にこれを移送することができる。

第五條 数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に係属するときは、事物管轄にかかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件が高等裁判所に係属し、これと関連する事件が下級の裁判所に係属するときは、高等裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

第六條 土地管轄を異にする数個の事件が関連するとき

以下 印刷不良資料

總則 裁判所の管轄

二

は、一個の事件につき管轄権を有する裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に属する事件は、これらを管轄することができない。

第二條 土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができない。

第八條 数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。

第九條 数個の事件は、左の場合に関連するものとする。
一 一人が数罪を犯したとき。
二 数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。

第十四條 裁判所は、管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事実発見のため必要な処分をすることができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十五條 檢察官は、左の場合には、關係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

一 裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。
二 管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

第十六條 法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、檢事總長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

第十七條 檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

一 裁判権を行うことができないとき。

二 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない處があるとき。

總則 裁判所職員の除斥及び忌避

三 数人が通謀して各別に罪を犯したとき。

犯人隠匿の罪、證憑湮滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通証の罪及び贓物に関する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。

第十條 同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所が、これを審判する。

上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

第十一條 同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。

各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で後に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができる。

第十二條 裁判所は、事実発見のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十三條 訴訟手続は、管轄違の理由によつては、その効力を失わない。

前項各号の場合には、被告人も管轄移轉の請求をすることができる。

第十八條 犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所が審判をするときは公安を害する虞があると認める場合には、檢事總長は、最高裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

第十九條 裁判所は、適当と認めるときは、檢察官若しくは被告人の請求により又は職權で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拏調を開始した後は、これをすることができない。

移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対しても、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を聴取して、即時抗告をすることができる。

第二章 裁判所職員の除斥及び忌避

第二十條 裁判官は、左の場合には、職務の執行から除斥される。
一 裁判官が被告人であるとき。

三

総則弁護及び補佐

六

第四章 弁護及び補佐

ては、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十條 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十一條 弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。但し、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第三十二條 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

公訴の提起後ににおける弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十三條 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十四條 前條の規定による主任弁護人の権限につい

が附すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第三十九條 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一條第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

検察官・検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡回をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができます。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

證則裁判

七

第五章 裁判

八

第三十五條 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。

第三十六條 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七條 左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

一 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。
二 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。
三 被告人が未成年者であるとき。

四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。
五 その他必要と認めるとき。

第三十八條 この法律の規定に基いて裁判所又は裁判長

第四十條 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覽し、且つ贋写することができる。但し、証拠物を贋写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

第四十一條 弁護人は、この法律に特別の定のある場合に限り、独立して訴訟行為をすることができる。

第四十二條 被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。

補佐人となるには、審級ごとにその旨を届け出なければならない。

補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行為をすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第四十三條 判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

総則 裁判 書類及び送達

八

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすることを要しない。

決定又は命令をするについて必要がある場合には、事実の取調をすることができる。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

第四十四條 裁判には、理由を附しなければならない。上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第四百二十八條第二項の規定により異議の申立をすることができる決定については、この限りでない。

第四十五條 判決以外の裁判は、判事補が一人でこれをすることができます。

第四十六條 被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

第六章 書類及び送達

第四十七條 訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、

これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他的事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

第四十八條 公判期日における訴訟手続については、公判調書を作成しなければならない。

公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。

公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書は、この限りでない。

第四十九條 被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十條 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期

第五十二條 公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五十三條 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。

弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係ノ又は別種につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

日本國憲法第八十二條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律で、これを定める。

第五十四條 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定のある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に關する規定を除く。）を準用する。

日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならぬ。

第五十一條 檢察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

前項の異議の申立は、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。但し判決を宣告する公判期日の調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。

総則 期間、被告人の召喚、勾引及び勾留

一〇

第七章 期 間

予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八條 裁判所は、左の場合には、被告人を勾引することができる。

一 被告人が定まった住居を有しないとき。

二 被告人が、正当な理由がなく、召喚に應じないとき、又は應じない處があるとき。

第五十九條 勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以内にこれを釈放しなければならない。但し、その時間内に勾留状が發せられたときは、この限りでない。

第六十条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

一 被告人が定まった住居を有しないとき。

二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

第六十一条 裁判所は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的な理由があるとき。

勾留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的な理由があるとき。

第六十二条 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶期間に、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留

第五十三条 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶期間に、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九條第一項第一号又は第三号乃至第五号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

五百圓以下の罰金、拘留又は料金にあたる事件については、被告人が定まった住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第六十一条 被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聽いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

第六十二条 被告人の召喚、勾引又は勾留は、召喚状、勾引状又は勾留状を発してこれをしなければならない。

第六十三条 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときには勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四条 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び

総則 被告人の召喚、勾引及び勾留

一一

第六十五条 召喚状は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に對し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する監獄にいる被告人に對しては、監獄官吏に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が監獄官吏から通知を受けた時に召

総則 被告人の召喚、勾引及び勾留

一一

喚状の送達があつたものとみなす。

第六十六條 裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

嘱託又は移送を受けた裁判官は、勾引状を発しなければならない。

第六十四條 前項の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第六十七條 前條の場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を引致した時から二十四時間以内にその人違でないかどうかを取り調べなければならぬ。

被告人が人違でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この

監獄にいる被告人に対して発せられた勾留状は、檢察官の指揮によつて、監獄官吏がこれを執行する。

第七十一條 檢察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄区域外で、勾引状を執行し、又はその地の検察事務官若しくは司法警察員にその執行を求めることができる。

第七十二條 被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、検事長にその捜査及び勾引状の執行を嘱託することができる。

嘱託を受けた検事長は、その管内の検察官に捜査及び勾引状の執行の手続をさせなければならない。

第七十三條 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六條第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された監獄に引致しなければならない。

勾引状は勾留状を所持しない場合においても、急速

総則 被告人の召喚、勾引及び勾留

場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九條の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

第六十八條 裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。被告人が正当な理由がなくこれに應じないときは、その場所に勾引することができる。この場合には、第五十九條の期間は、被告人をその場所に引致した時からこれを起算する。

第六十九條 裁判長は、急速を要する場合には、第五十七條乃至第六十二條、第六十五條、第六十六條及び前條に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十條 勾引状又は勾留状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

第七十一條 被告人を勾引したときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に對し公訴事実の要旨及び令状が發せられてゐる旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十四條 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄の監獄にこれを留置することができる。

第七十五條 勾引状の執行を受けた被告人を引致した場合において必要があるときは、これを監獄に留置することができる。

第七十六條 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に對し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前項の告知は、合議体の構成員又は裁判所書記にこれをさせることができる。

第六十六條第四項の規定により勾引状を発した場合

総則 被告人の召喚、勾引及び勾留

一四

には、第一項の告知は、その勾引状を発した裁判官がこれをしなければならない。但し、裁判所書記にその告知をさせることができる。

第七十七條 選捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

第六十一条但書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、前項に規定する事項の外、公訴事実の要旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前條第二項の規定は、前二項の告知についてこれを準用する。

第七十八條 勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は監獄の長若しくはその代理人に弁護士又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

第八十二条 勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。

勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。

前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十三条 開示の手続は、公開の決廷でこれをしなければならない。

法院は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを開く。

被告人及びその弁護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病氣その他を得ない事由によつて出頭することができる。且つ被告人に異議がないときはこの限りでない。

出頭については、被告人に異議がないときはこの限りでない。

総則 被告人の召喚、勾引及び勾留

前項の申出を受けた裁判所又は監獄の長若しくはその代理人は、直ちに被告人の指定した弁護士又は弁護士会にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は二の弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第七十九條 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十条 勾留されている被告人は、第三十九條第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により監獄に留置されている被告人も、同様である。

第八十一条 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅する

うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九條第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を

りでない。

第八十四条 法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。

被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができる。検察官も、同様である。

第八十五条 開示の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第八十六條 同一の勾留について第八十二条の請求が二以上ある場合には、開示の手続は、最初の請求についてこれをを行う。その他の請求は、開示の手続が終つた後、決定でこれを却下しなければならない。

第八十七条 勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十二条第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十八条 勾留されている被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟

総則 被告人の召喚、勾引及び勾留

一六

姉妹は、保釈の請求をすることができる。

第八十二条第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十九條 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。

一 被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

五 被告人の氏名及び住居が判らないとき。

第九十条 裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第九十一条 勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、

又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を

第九十五条 裁判所は、適當と認めるときは、決定で、

勾留されている被告人を親族、保護團体その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することができる。

第九十六条 被告人が逃亡したとき、逃亡し若しくは罪証を隠滅するに足りる相当な理由があるとき、

召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は住居の制限その他裁判所の定めた條件に違反したときは、裁判所は、決定で保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没収することができる。
保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、検察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没収しなければならない。

第九十七条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべし。

総則 押收及び捜索

一七

許さなければならない。

第八十二条第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十二条 裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聽かなければならぬ。

第九十三条 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の説明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。

保釈を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適當と認める條件を附することができる。

第九十四条 保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができない。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

裁判所は、有價証券又は裁判所の適當と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

き場合には、原裁判所が、その決定をしなければならない。

上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。

第九十八条 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は監獄官吏は、檢察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを收監しなければならない。

第九十九條 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没收すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

裁判所は、差し押えるべき物を指定し、所有者、所持

汚損資料

総則 押収及び捜索

一八

者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第一百條 裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものを差し押さえ、又は提出させることができる。

前項の規定に該当しない郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押さえ、又は提出させることができる。

前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第一百一條 被告人その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第一百二條 裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、捜索をすることができる。

第一百五條 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の祕密に関するものについては、押收を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押收の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く。)その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第一百六條 公判廷外における差押又は捜索は、差押状又は捜索状を発してこれをしなければならない。

第一百七條 差押状又は捜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物又は捜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令狀はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前項の差押状又は捜索状についてこれを準用する。

総則 押収及び捜索

被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所について、押收すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

第一百三條 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官廳の承諾がなければ、押收することはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四條 左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押收をすることはできない。

一 索議院若しくは參議院の議員又はその職に在つた者

二 内閣總理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、索議院、參議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができる。

第一百八條 差押状又は捜索状は、検察官の指揮によつて、檢察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

裁判所は、差押状又は捜索状の執行に關し、その執行をする者に對し書面で適當と認める指示をすることができる。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができること

いてこれを準用する。

第一百九條 檢察事務官又は裁判所書記は、差押状又は捜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第一百十條 差押状又は捜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

第一百十一條 差押状又は捜索状の執行については、鎌をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。公判廷で差押又は捜索をする場合も、同様である。

汚損資料

総則 押収及び捜索

二〇

前項の処分は、押収物についても、これをすることができる。

第百十二條 差押状又は捜索状の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に出入することを禁止することができる。

前項の禁止に従わない者は、これを退去させ、又は執行が終るまでこれに看守者を附することができる。

第百十三條 檢察官、被告人又は弁護人は、差押状又は捜索状の執行に立ち会うことができる。但し、身体の拘束を受けている被告人は、この限りでない。

差押状又は捜索状の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。但し、これらの人者があらかじめ裁判所に立ち会わぬ意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

裁判所は、差押状又は捜索状の執行について必要があるときは、被告人をこれに立ち会わせることができ

る。

第百十四條 公務所内で差押状又は捜索状の執行をする

ときは、その長又はこれに代るべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状又は捜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者をこれに立ち会わせなければならぬ。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共團体の職員を立ち会わせなければならない。

第百十五條 女子の身体について捜索状の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならぬ。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第百十六條 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状又は捜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

日没前に差押状又は捜索状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第百十七條 左の場所で差押状又は捜索状の執行をするについては、前條第一項に規定する制限による

要しない。

一 賭博、富くじ又は風俗を害する行爲に常用されるものと認められる場所。

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りしができる場所。但し、公開した時間内に限る。

第百十八條 差押状又は捜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終るまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第百十九條 捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第百二十條 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、持者若しくは保管者又はこれらの人代にべき者に、これを交付しなければならない。

第百二十一條 運搬又は保管に不便な押収物については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。危険を生ずる虞がある押収物は、これを廃棄することができる。

前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を

除いては、差押状の執行をした者も、これをすることができる。

第百二十二条 没収することができる押収物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを賣却してその代價を保管することができる。

第百二十三条 押収物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

押収物は、所有者、持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

前二項の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第百二十四條 押収した贋物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかなるとき限り、被告事件の終結を待たないで、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、決定でこれを被害者に還付しなければならない。

前項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

総則 押収及び捜索

二一

総則 檢 証

二二

第一百二十五條 押收又は搜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官がする押收又は搜索については、裁判所がする押收又は搜索に関する規定を準用する。但し、第一百條第三項の通知は、裁判所がこれをしなければならない。

第一百二十六條 檢察事務官又は司法警察職員は、勾引状又は勾留状を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、被告人の搜索をすることができる。この場合には、搜索狀は、これを必要としない。

第一百二十七條 第百十一條、第百十二條、第百十四條及び第百十八條の規定は、前條の規定により検察事務官又は司法警察職員がする搜索についてこれを準用す

る。性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名譽を害しないように注意しなければならない。

女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。

第一百三十二条 裁判所は、身体の検査のため、被告人以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚することができる。

前項の決定に対しても、即時抗告をすることができ。る。

第一百三十四条 第百三十二条の規定により召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千圓以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第一百三十五条 第百三十二条の規定による召喚に應じない者は、五千圓以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

い者は、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができます。

第一百三十六条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、第百三十二条及び前條の規定による召喚について、第六十二條、第六十四条、第六十六條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、前條の規定による勾引についてこれを準用する。

第一百三十七条 被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、決定で、五千圓以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しても、即時抗告をすることができ。る。

第一百三十八条 正当な理由がなく身体の検査を拒んだ者は、五千圓以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第一百三十九條 裁判所は、身体の検査を拒む者を過料に処し、又はこれに刑を科しても、その効果がないと認

る。但し、急速を要する場合は、第一百四條第二項の規定によることを要しない。

第十章 檢 証

第一百二十八条 裁判所は、事實發見のため必要があるときは、検証をすることができる。

第一百二十九條 檢証については、身体の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

第一百三十條 日出前、日没後には、住居主若しくは看守者又はこれらの人代に代るべき者の承諾がなければ、検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。但し、日出後では検証の目的を達することができない處がある場合は、この限りでない。

日没前検證に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

第一百十七條に規定する場所については、第一項に規定する制限によることを要しない。

第一百三十一條 身体の検査については、これを受ける者

めるときは、そのまま、身体の検査を行うことができるとする。

第百四十條 裁判所は、第百三十七條の規定により過料を科し、又は前條の規定により身体の検査をするにあたつては、あらかじめ、検察官の意見を聞き、且つ、身体の検査を受ける者の異議の理由を知るため適当な努力をしなければならない。

第百四十一條 檢証をするについて必要があるときは、司法警察職員に補助をさせることができる。

第百四十二条 第百十二條乃至第百十四條、第百十八條及び第百二十五條の規定は、検証についてこれを準用する。

第十一章 証人尋問

前項の場合において、衆議院、參議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十三條 裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができます。

第百四十四条 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の祕密に關するものであることを申し立てたときは、当該

第百四十五条 左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

一 衆議院若しくは參議院の議員又はその職に在つた者

二 内閣總理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれら親族關係があつた者

二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人

三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

第百四十八条 共犯又は共同被告人の一人又は数人に対し前條の關係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに關する事項については、証言を拒むことはできない。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百五十一条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千圓以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百五十二条 召喚に應じない証人に對しては、更にこれをお召喚し、又はこれを勾引することができる。

第百五十三条 第六十二條、第六十三條及び第六十五條の規定は、証人の召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

第百五十四条 証人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

第百五十五条 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

第百四十九條 医師、歯科醫師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事實で他人の祕密に關するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合は、この限りでない)、その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百五十條 召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千圓以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

総則 証人尋問

第一百五十六條 証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる。

前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第一百五十七條 檢察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。

証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋間に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示したときは、この限りでない。

第一項に規定する者は、証人の尋間に立ち会つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

第一百五十八条 裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽重とを考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、必要と認めるとときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。

前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、檢察官、

者は、五千圓以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第一百六十二条 裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができる。証人が正当な理由がなく同行に應じないときは、これを勾引することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所

又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長に屬する処分をすることができる。但し、第一百五十條及び第一百六十條の決定は、裁判所もこれをすることができる。

総則 鑑 定

被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機会を與えなければならない。

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

第一百五十九條 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が前條の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を與えなければならない。

前項の証人の供述が被告人に予期しなかつた著しい不利益なものである場合には、被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。

第一百六十條 証人が正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、五千圓以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができるもの。前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

第一百六十一條 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

第十二章 鑑 定

第一百五十八条第二項並びに第三項並びに第一百五十九條に規定する手続は、前項の規定にかかわらず、裁判所がこれをしなければならない。

第一百六十四条 証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。但し、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

第一百六十五条 裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。

第一百六十六条 鑑定人には、宣誓をさせなければならぬ。

第一百六十七条 被告人の心神又は身体に関する鑑定をさせるについて必要があるときは、裁判所は、期間を定め、病院その他の相当な場所に被告人を留置することができる。

前項の留置は、留置状を發してこれをしなければならない。

勾留に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、第一項の留置についてこれを準用する。

合併については、第一項の留置についてこれを準用する。

但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

第一百六十八條 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、發掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を發して、これをしなければならない。

裁判所は、身体の検査に關し、適當と認める條件を附することができる。

鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければならぬ。

前三項の規定は、鑑定人が公判庭で第一項の処分については、これを適用しない。

第一百三十一條、第一百三十七條、第一百三十八條及び第一百四十條の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体の検査についてこれを準用する。

第一百六十九條 裁判所は、合議体の構成員に鑑定について必要な処分をさせることができる。但し、第一百六十七条第一項に規定する処分については、この限りでない。

第一百七十條 檢察官及び弁護人は、鑑定に立ち会うことができる。この場合には、第一百五十七條第二項の規定を準用する。

第一百七十一條 前章の規定は、勾引に關する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

第一百七十二条 身体の検査を受ける者が、鑑定人の第一百六十八条第一項の規定によつてする身体の検査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官にその者の身体の検査を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、第十章の規定に準じ身体の検査をすることができる。

第一百七十三条 鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料の外、鑑定料及び立替金の弁償を請求することができる。

第一百七十四条 特別の知識によつて知り得た過去の事実に関する尋問については、この章の規定によらないで、前章の規定を適用する。

第十三章 通訳及び翻訳

第一百七十五條 國語に通じない者に陳述をさせる場合に

は、通訳人に通訳をさせなければならない。

第一百七十六條 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができること。

第一百七十七條 國語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる。

第一百七十八條 前章の規定は、通訳及び翻訳についてこれを準用する。

第十四章 証拠保全

第一百七十九條 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておがなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に

限り、裁判官に押収、捜索、検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求することができる。前項の請求を受けた裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

総則 通訳及び翻訳、証拠保全、訴訟費用

第十五章 訴訟費用

第一百八十一條 刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負担させることができる。

検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、上訴に關する訴訟費用は、これを被告人に負担させることができない。

第一百八十二条 共犯の訴訟費用は、共犯人に連帶して、これを負担させることができる。

第一百八十三条 告訴、告発又は請求により公訴の提起があつた事件について被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負担させることができる。

第一百八十四条 檢察官以外の者が上訴又は再審の請求を取り下げた場合には、その者に上訴又は再審に関する費用を負担させることができる。

第一百八十五条 裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用を負担させるときは、職權でその裁判をしなければならない。この裁判に対しては、本案の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

第一百八十六条 裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負担させるときは、職權で別にその決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第一百八十七条 裁判によらないで訴訟手続が終了する場

合において、訴訟費用を負担させるときは、最終に事件の係属した裁判所が、職權でその決定をしなければならない。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第一百八十八条 訴訟費用の負担を命ずる裁判にその額を表示しないときは、執行の指揮をすべき検察官が、これを見定する。

第二編 第一章

第一章 捜査

捜査に関し、互に協力しなければならない。

第一百九十三条 檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、その捜査に関し、必要な一般的指示をすることができる。この場合における一般的指示は、公訴を実行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定めるものに限られる。

検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる。

検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。

前三項の場合において、司法警察職員は、検察官の指示又は指揮に従わなければならない。

第一百九十一条 檢察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第一百九十二条 檢察官と都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員とは、

法警察職員については、その者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができる。

國家公安委員会、都道府縣公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しくは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めるところにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

第一百九十五条 檢察官及び検察事務官は、捜査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができること。

第一百九十六条 檢察官、檢察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他職務上捜査に關係のある者は、被疑者その他の者の名譽を害しないように注意しなければならない。

第一百九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調べをすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。

被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。但し、五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪については、被疑者が定めた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前條の規定による出頭の求めに應じない場合に限り、前項の逮捕状は、檢察官又は司法警察員の請求により、これを発する。

檢察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事實についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその發付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百條 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有效期間及びその期間経過後は逮捕をすることができる旨令状はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

捜査については、公務所又は公私の團体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第一百九十八条 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、供述を拒むことができる旨を告げなければならない。被疑者の供述は、これを調書に錄取することができる。

前項の調書は、これを被疑者に閲覽させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い合わせ、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第一百九十九條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、

第二百一條 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

第七十三條第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百二條 檢察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、檢察事務官はこれを檢察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百三條 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事實の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを檢察官に送致する手続をしなければならない。

前項の場合において、被疑者に弁護の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百四條 檢察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕された被疑者を除く。)を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

前項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百五條 檢察官は、第二百三條の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を與え、

限を有する。但し保釈については、この限りでない。

裁判官は、前項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。但し、勾留の理由がないと認めるとき、及び前條第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

第二百八條 前條の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができない。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。

第二百九條 第七十四條、第七十五條及び第七十八條の規定は、逮捕状による逮捕についてこれを準用する。

第二百十條 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したこと疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求める

留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

前項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

第二百六條 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三條の時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を聴明して、被疑者の勾留を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を發することができない。

第二百七條 前三條の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権

ことができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができます。この場合には、直ちに裁判官の

逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百條の規定は、前項の逮捕状についてこれを準用する。

第二百十一條 前條の規定により被疑者が逮捕された場合には、第一百九十九條の規定により被疑者が逮捕されなかった場合に關する規定を準用する。

第二百十二條 現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯人とする。

左の各号の一にあたる者が、罪を行ひ終つてから間一犯人として追呼されているとき。

二 賦物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兌器その他の物を所持しているとき。

三 身体又は被服に犯罪の顯著な証跡があるとき。

四 誰何されて逃走しようとするとき。

第二百十三條 現行犯人は、何人とも、逮捕狀なくしてこれを逮捕することができる。

第二百十四條 檢察官、檢察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方檢察廳若しくは区檢察廳の檢察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。

第二百十五條 司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百十六條 司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、司法巡査は、犯人を受け取つた場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聽き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めることができる。

第二百十七條 現行犯人が逮捕された場合には、第一百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十八條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡する虞がある場合に限り、第二百十三條乃至前條の規定を適用する。

第二百十九條 前條の令狀には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する條件、有効期間及びその期間経過後は差押、捜索又は検証に着手することができず令狀はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を附することができる。

第二百二十條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十一條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十二條 第九十九條、第一百條、第二百二條乃至第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條、第二百三十二條及び第二百三十三條乃至第二百二十四條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二百一十九條、第二百二十條乃至第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條及び第二百三十四條の規定について、第二百三十五條乃至第二百三十六條、第二百三十七條乃至第二百三十八條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二百三十九條、第二百四十條又は第二百三十一條及び第二百三十二條乃至第二百三十三條の規定によつてする検証についてこれを準用する。但し、司法巡査は、第二百三十九條乃至第二百四十條に規定する処分をすることができない。

第二百二十三條 現行犯人は、何人とも、逮捕狀なくしてこれを逮捕することができる。

第二百二十四條 檢察官、檢察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方檢察廳若しくは区檢察廳の檢察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。

第二百二十五條 司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百二十六條 司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、司法巡査は、犯人を受け取つた場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聽き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めることができる。

第二百二十七條 現行犯人が逮捕された場合には、第一百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百二十八條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡する虞がある場合に限り、第二百十三條乃至前條の規定を適用する。

第二百二十九條 一人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。

第二百三十條 逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。

第二百三十一條 前項後段において逮捕状が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しなければならない。

第二百三十二條 第一項の処分をするには、令狀は、これを必要としない。

第二百三十三條 第一項第二号及び前項の規定は、檢察事務官又は司法警察職員が勾引狀又は勾留狀を執行する場合にこれ

において急速を要するときは、第百十四條第二項の規定によることを要しない。

第百十六條及び第百十七條の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條の規定によつてする押収又は搜索について、これを準用する。

日出前、日没後には、令状に夜間でも検証をすることができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。但し、第百十七條に規定する場所については、この限りでない。日没前検証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定により差押、搜索又は検証をするについて必要があるときは、被疑者をこれに立ち会わせることができることができる。

第一項の規定により、身体の検査を拒んだ者を過料に処し、又はこれに賠償を命すべきときは、裁判所にその處分を請求しなければならない。

第百六十八條第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可状についてこれを準用する。

第二百二十六條 犯罪の検査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三條第一項の規定による取調に対し、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

第二百二十七條 第二百二十三條第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調に際して任意の供述をした者が、公判期日においては圧迫を受け前にした供述と異なる供述をする虞があり、且つ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。前項の請求をするには、検察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができないものであることを疎明しなければならない。

第二百二十八条 前二條の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百二十三條 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の検査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求めるべきを取扱い調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

第二百四條 前條第一項の規定により鑑定を嘱託する場合において第百六十七條第一項に規定する処分を必要とするときは、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、裁判官にその処分を請求しなければならない。

第二百二十五條 第二百二十三條第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第百六十八條第一項に規定する処分をすることができる。

前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察官からこれをしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。

裁判官は、検査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち会わせることができる。

第二百二十九條 変死者又は死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察官又は区検察官の検察官は、検視をしなければならない。

検察官は、検察事務官又は司法警察官に前項の処分をさせることができる。

第二百三十條 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第二百三十一條 被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる。

被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十二条 被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴することができる。

第二百三十三条 死者の名譽を毀損した罪については、

死者の親族又は子孫は、告訴をすることができる。

名譽を毀損した罪について被害者が告訴をしないで死亡したときも、前項と同様である。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十四條 親告罪について告訴をすることができる場合には、検察官は、利害関係人の申立てにより告訴をすることができる者を指定することができ

第二百三十五條 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。但し、刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴及び日本國に派遣された外國の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。

刑法第二百二十九條但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から六箇月以内にこれをしなければ、その効力がない。

第二百三十六條 告訴をすることができる者が数人ある場合には、一人の期間の経過は、他の者に對しその効

力を及ぼさない。
第二百三十七條 告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。
告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。
前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事件についての請求についてこれを準用する。
第二百三十八條 親告罪について共犯の一人又は數人に對してした告訴又はその取消は、他の共犯に對しても、その効力を生ずる。
前項の規定は、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての告発若しくは請求又はその取消についてこれを準用する。
第二百三十九條 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。
官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。
第二百四十條 告訴は、代理人によりこれをすることができる。告訴の取消についても、同様である。
第二百四十一條 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察

官又は司法警察員にこれをしなければならない。
検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

第二百四十二條 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

第二百四十三條 前二條の規定は、告訴又は告発の取消についてこれを準用する。

第二百四十四條 刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一條及び前條の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすることができる。日本國に派遣された外國の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告诉又はその取消も、同様である。

第二百四五條 第二百四十一條及び第二百四十二條の規定は、自首についてこれを準用する。

第二百四十六條 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しな

六、拘留又は科料にあたる罪については一年

第二百五十一條 二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前條の規定を適用する。

第二百五十二條 刑法により刑を加重し、又は減輕すべき場合には、加重し、又は減輕しない刑に従つて、第二百五十條の規定を適用する。

第二百五十三條 時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に對して時効の期間を起算する。

第二百五十四條 時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

共犯の一人に對してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に對してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

二 公訴事實 三 罪名

第二百五十五條 犯人が國外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達ができない場合には、時効は、その國外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

犯人が國外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十六條 公訴の提起は、起訴状を提出してこれをしなければならない。

起訴状には、左の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項

公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。

罪名は、適用すべき罰條を示してこれを記載しなければならない。但し、罰條の記載の誤は、被告人の防なればならない。

事件に實質的な不利益を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。

數個の訴因及び罰條は、予備的に又は折一的にこれを記載することができる。

起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

第二百五十七條 公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

第二百五十八條 檢察官は、事件がその所属檢察廳の対應する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判所に

対應する檢察廳の檢察官に送致しなければならない。

第二百五十九條 檢察官は、事件につき公訴を提起しない处分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならない。

第二百六十條 檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない

又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消

し、又は事件を他の檢察廳の檢察官に送致したときも、同様である。

第二百六十一條 檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第二百六十二條 刑法第百九十三條乃至第百九十六條の罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その檢察官所属の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

前項の請求は、第二百六十條の通知を受けた日から

七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした檢

察官に差し出してこれをしなければならない。

第二百六十三條 前條第一項の請求は、第二百六十六條の決定があるまでこれを取り下げることができる。

前項の取下をした者は、その事件について更に前條第一項の請求をすることができない。

第二百六十四條 檢察官は、第二百六十二條第一項の請

求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第二百六十五條 第二百六十二條第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。

裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事實の取調べさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百六十六條 裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を受けたときは、左の区別に従い、決定をしなければならない。

- 一 請求が法令上の方に違反し、若しくは請求権の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理由がないときは、請求を棄却する。
- 二 請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第二百六十七條 前條第二号の決定があつたときは、その事件について公訴の提起があつたものとみなす。

て生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることができる。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百七條 檢察官は、公訴の提起後は、訴法に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ贋写することができるとする。

第三章 公判

第一節 公判準備及び公判手続

第二百七十一條 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。

公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴状の謄本が送達されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

第二百七十二條 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく被告人に対し、弁護人を選任することができるとができないときは弁護人の選任を請求することができるべき旨を知らせなければならない。但し、被告人に弁

護人があるときは、この限りでない。

第二百七十三條 裁判長は、公判期日を定めなければならない。

公判期日には、被告人を召喚しなければならない。公判期日は、これを検察官、弁護人及び補佐人に通知しなければならない。

第二百七十四條 裁判所の構内にいる被告人に対する公判期日を通知したときは、召喚状の送達があつた場合と同一の効力を有する。

第二百七十五條 第一回の公判期日と被告人に対する召喚状の送達との間には、裁判所の規則で定める猶予期間を置かなければならない。

第二百七十六條 裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職權で、公判期日を変更することができる。

公判期日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。但し、急遽を要する場合は、この限りでない。

前項但書の場合には、変更後の公判期日において、

まず、検察官及び被告人又は弁護人に對し、異議を申し立てる機會を與えなければならない。

第二百七十七條 裁判所がその権限を濫用して公判期日を変更したときは、訴訟關係人は、最高裁判所の規則又は訓令の定めるところにより、司法行政監督上の措置を求めることができる。

第二百七十八條 公判期日に召喚を受けた者が病氣その他の事由によつて出頭することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、医師の診断書その他他の資料を提出しなければならない。

第二百七十九條 裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職權で、公務所又は公私の團体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百八十九條 公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれを行う。

第一百九十九條若しくは第二百十條の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されていないものについて第二百四條又は第二百五條の時間の制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、被告事件を告げ、これに関する陳

ない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないと認めるときは、被告人に對し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円を超える罰金にあたる事件の被告人は、第二百九十一條の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十六條 前三條に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することができない。

第二百八十七條 公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振るい又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。
被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができる。

第二百八十八條 被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。

第二百八十九條 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職權で弁護人を附しなければならない。

第二百九十一條 檢察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に對し、終始沈黙し、又は個々の質問に對し陳述を拒むことができき旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に對し、被告事件について陳述する機会を與えなければならない。

第二百九十二條 証拠調査は、前條の手続が終つた後、これをを行う。

述を聞き、勾留状を発しないときは、直ちにその釈放を命じなければならない。

第二百八十一條 証人については、裁判所は、第百五十八條に掲げる事項を考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き必要と認めるときに限り、公判期日外においてこれを尋問することができる。

第二百八十二條 公判期日における取調は、公判廷でこれを行ふ。

公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを開く。

第二百八十三條 被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

第二百八十四條 五千円以下の罰金又は料料にあたる事件について、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、被告人は、代理人を出頭させることができることをできる。

第二百八十五條 拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。

第二百八十九條 檢察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に對し、終始沈黙し、又は個々の質問に對し陳述を拒むことができき旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に對し、被告事件について陳述する機会を與えなければならない。

第二百九十三條 証拠調が終つた後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

第二百九十四條 公判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを行う。

第二百九十五條 裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問又は陳述と重複するとき、又は事件に關係のない事項にわたるときその他相当でないとされを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行爲についても同様である。

第二百九十六條 証拠調のはじめに、検察官は、証拠により證明すべき事実を明らかにしなければならない。但し、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調を請求する意思のない資料に基いて、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることはできない。

第二百九十七條 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証拠調の範囲、順序及び方法を定めることができる。

前項の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

裁判所は、適当と認めるときは、何時でも、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第一項の規定により定めた証拠調の範囲、順序又は方法を変更することができる。

第二百九十八條 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調を請求することができる。

第二百九十九條 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に對し、その氏名及び住居を知る機会を與えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを見られる機会を與えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

裁判所が職務で証拠調の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならぬ。

第三百條 等三百二十一條第一項第二号後段の規定により証拠とすることができる書面については、検察官は、必ずその取調を請求しなければならない。

第三百一條 第三百二十二條及び第三百二十四條第一項の規定により証拠とすることができる被告人の供述が自白である場合には、犯罪事實に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調を請求することはできない。

第三百二條 第三百二十一條乃至第三百二十三條又は第三百二十六條の規定により証拠とされるべき書面が捜査記録の一部であるときは、検察官は、できる限り他の部分と分離してその取調を請求しなければならない。

第三百三條 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。

第一審 公判 公判準備及び公判手続

第三百六條 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調をするについては、裁判長は、請求をし

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

裁判所は、適當と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

第三百五條 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調をするについては、裁判長は、その取調を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

裁判所が職務で証拠書類の取調をするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

第三百六條 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調をするについては、裁判長は、請求をし

四九

第一審 公判 公判準備及び公判手続

五〇

た者をしてこれを示させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させることができる。

裁判所が職権で証拠物の取調をするについては、裁判長は、自らこれを訴訟関係人に示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させなければならぬ。

第三百七條 証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについては、前條の規定による外、第三百五條の規定による。

第三百八條 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に對し、証拠の説明力を争うために必要とする適当な機会を與えなければならない。

第三百九條 檢察官、被告人又は弁護人は、証拠調に關し異議を申し立てることができる。

検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対しても異議を申し立てができる。

裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。

つたときは、速やかに追加、撤回又は変更された部分を被告人に通知しなければならない。

裁判所は、訴因又は罰條の追加又は変更により被告人の防禦に實質的な不利益を生ずる虞があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に充分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

第三百十三條 裁判所は、適當と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し、又は終結した弁論を再開することができる。

裁判所は、被告人の権利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、決定を以て弁論を分離しなければならない。

第三百十四條 被告人が心神喪失の状態に在るときは、検察官及び弁護人の意見を聽き、決定で、その状態の続いている間公判手続を停止しなければならない。但しことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

第一審 公判 証拠

第三百十條 証拠調を終つた証拠書類又は証拠物は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その謄本を提出することができる。

第三百十一條 被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

第三百十二條 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

裁判所は、審理の経過に鑑み適當と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができることである。

裁判所は、訴因又は罰條の追加、撤回又は変更があ

被告人が病氣のため出頭することができないときは、検察官及び弁護人の意見を聽き、決定で、出頭す

ることができるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四條及び第二百八十五條の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事実の存否の証明に欠くことのできない証人が病氣のため公判期日に出頭するのを適當と認める場合の外、決定で、出頭することができるのであるまで公判手続を停止しなければならない。

前三項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聽かなければならない。

第三百十五條 開廷後裁判官がかわつたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、判決の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百十六條 地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第三百十七條 事実の認定は、証拠による。

第二節 証拠

第三百十八條 証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百十九條 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

被告人は、公判庭における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第三百二十條 第三百二十一條乃至第三百二十八條に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を證據とすることはできない。

第三百二十一條 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を錄取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、左の場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 裁判官の面前における供述を錄取した書面につい

のであるとき有限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を錄取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができます。

検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その眞正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができます。

鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第三百二十二條 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を錄取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものである限り、これを証拠とすることはできる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九條の規定に準じ、任意にされたも

ては、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは外國にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異った供述をしたとき。

二 檢察官の面前における供述を錄取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは國外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述するか若しくは実質的に異つた供述をしたとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは供述することができないとき、又は公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は國外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき特別の情況の下にされたも

のでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができる。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を錄取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めることに限り、これを証拠とすることができます。

第三百二十三條 前二條に掲げる書面以外の書面は、左のものに限り、これを証拠とすることができます。

一 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外國の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事實についてその公務員の作成した書面

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三 前二号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面

第三百二十四條 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二條の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一條第一項第三号の規定を準用す

る。

第三百二十五條 裁判所は、前四條の規定により証拠とすることができる書面又は供述であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることはできない。

第三百二十六條 檢察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたときの情況を考慮し相当と認めるときに限り、第三百二十一條乃至前條の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

被告人が出頭しないでも証拠調を行つことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十七條 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を

取り調べないでも、その書面を証拠とすることができます。この場合においても、その書面の証明力を争うことを妨げない。

第三節 公判の裁判

第三百二十九條 被告事件が裁判所の管轄に屬しないときは、判決で管轄の言渡をしなければならない。但し、第二百六十六條第二号の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄の言渡をすることはできない。

第三百三十條 高等裁判所は、その特別権限に属する事件として公訴の提起があつた場合において、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前條の規定にかかわらず、決定で、管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十一條

裁判所は、被告人の申立がなければ、

土地管轄について、管轄の言渡をすることができる。

管轄違の申立は、被告事件につき証拠調を開始した

後は、これをすることができない。

第三百三十二條 簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのを相当と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十三條 被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四条の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければならない。

刑の執行猶予は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

第三百三十四条 被告事件について刑を免除するときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百三十五条 有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければならない。

一起訴に記載された事実が眞実であつても、何らの罪となるべき事實を包含していないとき。

二 公訴が取り消されたとき。

三 被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなつたとき。

四 第十條又は第十一條の規定により審判してはならないとき。

前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

第三百四十條 公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事實につきあらたに重要な証拠を発見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することができる。

第三百四十一條 被告人が陳述をせず、許可を受けない

で退庭し、又は秩序維持のため裁判長から退庭を命ぜられたときは、その陳述を聽かないで判決をすること

ができる。

第三百四十二條 判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。

第三百四十三條 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があ

渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行を

することができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めるときは、検察官の請求によ

り又は職権で、被告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

仮納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

仮納付の裁判は、直ちにこれを執行することができ

る。

第三百四十九條 刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に對しその請求をしなければならない。

前項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

この決定に對しては、即時抗告することができる。

第三百五十條 刑法第五十二條の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならない。

この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第三編 上訴

第一章 通則

第三百五十一條 検察官又は被告人は、上訴をすること

ができる。

第三百五十二条 検察官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、抗告をすることができる。

第三百五十三条 被告人の法定代理人又は保佐人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十四条 勾留に対する抗告をすることは、勾留の理由の開示があつたときは、その開示の請求をした者も、被告人のため上訴をすることができる。その上訴を棄却する決

定たときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、あらたに保釈又は勾留の執行停止の決定がないときに限り、第九十八條の規定を適用する。

つた後は、第八十九條の規定は、これを適用しない。

第三百四十四條 禁錮以上の刑に處する判決の宣告があつた後は、第八十九條の規定は、これを適用しない。

第三百四十五條 無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却、管轄違、罰金又は科料の判決の宣告があつたときは、勾留状は、その効力を失う。

第三百四十六條 押收した物について、沒收の言渡がないときは、押收を解く言渡があつたものとする。

第三百四十七條 押收した物について、別段の言渡がないときは、由が明らかなものは、これを被害者に還付すべき理由が明らかなものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならない。

第三百四十八條 裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い

付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八條第二項の規定により検察官の職務を行ふ弁護士及び当該他の事件の検察官は、その裁判に對し各々獨立して上訴をすることができる。

第三百五十九條 検察官又は被告人は、上訴をすること

ができる。

第三百六十條 上訴は、裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八條第二項の規定により検察官の職務を行ふ弁護士及び当該他の事件の検察官は、その裁判に對し各々獨立して上訴をすることができる。

定に対しても、同様である。

第三百五十五條 原審における代理人又は弁護人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十六條 前三條の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをすることができない。

第三百五十七條 上訴は、裁判の一部に対してもこれをすることができる。部分を限らないで上訴をしたときは、原は、裁判の全部に対してもしたものとみなす。

第三百五十八條 上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する。

第三百五十九條 檢察官、被告人又は第三百五十二條に規定する者は、上訴の取下をすることができる。

第三百六十條 第三百五十三條又は第三百五十四條に規定する者は、被告人の同意を得て、上訴の取下をすることができる。

第三百六十一條 上訴の取下をした者は、その事件について更に上訴をすることができない。

第三百六十二條 第三百五十一條乃至第三百五十五條の規定により上訴をすることができる者は、自己又は代

の吏員にこれをさせなければならない。

第三百六十七條 前條の規定は、監獄にいる被告人が上訴の取下又は上訴権回復の請求をする場合にこれを準用する。

第三百六十八條 檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、國は、当該事件の被告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。

第三百六十九條 补償すべき費用の範囲は、被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

第三百七十條 补償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、當該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定を以てこれを行ふ。

前項の請求は、當該上訴を棄却する裁判の告知があ

上訴控訴

五九

人の責に帰することができない事由によつて上訴の提起期間内に上訴をすることができなかつたときは、原裁判所に上訴権回復の請求をすることができる。

第三百六十三條 上訴権回復の請求は、事由が止んだ日から上訴の提起期間に相当する期間内にこれをしなければならない。

上訴権回復の請求をする者は、その請求と同時に上訴の申立をしなければならない。

第三百六十四條 上訴権回復の請求についてした決定に對しては、即時抗告をすることができる。

第三百六十五條 上訴権回復の請求があつたときは、原裁判所は、前條の規定をするまで裁判の執行を停止する決定をすることができる。この場合には、被告人に

対し勾留状を発することができる。

第三百六十六條 監獄にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を監獄の長又はその代理者に差し出す。

被告人が自ら申立書を作ることができないときは、監獄の長又はその代理者は、これを代書し、又は所属

つた後又は當該上訴の取下があつた後二箇月以内にこれをしなければならない。

第一項の決定で高等裁判所がしたものに對しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百七十一條 补償の請求、補償の支拂その他補償に関する手続については、この法律に特別の定のある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

第二章 控訴

第三百七十二條 控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に對してこれをすることができる。

第三百七十三條 控訴の提起期間は、十四日とする。

第三百七十四條 控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差し出さなければならない。

第三百七十五條 控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に對しては、即時抗告をすることができる。

第三百七十六條 控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならぬ。

控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な疎明資料又は検察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百七十一条 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることができる旨の検察官又は弁護人の保証書を添附しなければならない。

- 一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。
- 二 法令により判決に関與することができない裁判官が判決に関與したこと。
- 三 審判の公開に関する規定に違反したこと。

第三百七十八条 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつてその事由があることを信するに足りるものを利用しなければならない。

- 一 不法に管轄又は管轄違を認めたこと。

第三百八十二条 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべきことを示さなければならぬ。

第三百八十三条 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信するに足りるものを利用しなければならない。

第三百八十五条 控訴の申立が法令上の方程式に違反する事実であつて刑の量定が不当であることを信するに足りるものを利用しなければならない。

第三百八十二条 事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信するに足りるものを利用しなければならない。

第三百八十五条 控訴の申立が法令上の方程式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることが明らかなときは、控訴裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定に対しても、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百八十六条 左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却しなければならない。

- 一 第三百七十六條第一項に定める期間内に控訴趣意書を差し出さないとき。

第三百八十七条 控訴の申立には、控訴趣意書に、その事由があることを疎明する資料を添附しなければならない。

- 一 再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。
- 二 判決があつた後に刑の廢止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第三百八十四条 控訴の申立は、第三百七十七條乃至前條に規定する事由があることを理由とするときに限り、これをすることができる。

二 不法に、公訴を受理し、又はこれを棄却したこと。
三 審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をしたこと。

四 判決に理由を附せず、又は理由にくいちがいがあること。

第三百七十九條 前二條の場合を除いて、訴訟手續に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを示さずするに足りるものを利用しなければならない。

第三百八十一條 刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを示さなければならぬ。

第三百八十五条 控訴の申立が法令上の方程式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることが明らかなときは、控訴裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定に対しても、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百八十六条 左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却しなければならない。

- 一 第三百七十六條第一項に定める期間内に控訴趣意書を差し出さないとき。
- 二 控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに従い必要な疎明資料若くしは保証書を添附しないとき。
- 三 控訴趣意書に記載された控訴の申立の理由が、明らかに第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に該當しないとき。

前條第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第三百八十七條 控訴審では、弁護士以外の者を弁護人に選任することはできない。

第三百八十八條 控訴審では、被告人のためにする弁論は、弁護人でなければ、これをすることができない。

第三百八十九條 公判期日には、検察官及び弁護人は、控訴趣意書に基いて弁論をしなければならない。

第三百九十條 控訴審においては、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、裁判所は、五千円以下の罰金又は料料にあたる事件以外の事件について、被告人の出頭がその権利の保護のため重要であると認めるときは、被告人の出頭を命ずることができる。

第三百九十一條 弁護人が出頭しないとき、又は弁護人の選任がないときは、この法律により弁護人を要する場合又は決定で弁護人を附した場合を除いては、検察官の陳述を聴いて判決をことができる。

第三百九十二條 控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならない。

控訴裁判所は、控訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由については、職権で調査をることができる。

ればならない。

第三百九十六條 第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第三百九十八條 不法に、管轄違を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻さなければならない。

第三百九十九條 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、その事件について第一審の管轄権を有するときは、第一審として審判をしなければならない。

第四百條 前二條に決定する理由以外の理由によって原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をできるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができます。

上訴上告

第三百九十三条 控訴裁判所は、前條の調査をするについて必要があるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で事実の取調をすることができる。但し、第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠でその事由が疎明されたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するためにはくことができない場合に限り、これを取り調べなければならない。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。証拠は、控訴審においても、これを証拠とすることができる。

第三百九十五条 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十六条 第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由がないときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第四百一條 被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その共同被告人のためにも原判決を破棄しなければならない。

第四百二條 被告人が控訴をし、又は被告人のため控訴をした事件については、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百三條 原裁判所が不法に公訴棄却の決定をしなかつたときは、決定で公訴を棄却しなければならない。

第四百四條 第二編中公判に関する決定は、この法律にてこれを準用する。

第四百五條 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に對しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

第三章 上告

上訴上告

六四

一 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第四百六條 最高裁判所は、前條の規定により上告をすることができる場合以外の場合であつても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、その判決確定前に限り、裁判所の規則の定めるところにより、自ら上告審としてその事件を受理することができる。

第四百七條 上告趣意書には、裁判所の規則の定めることにより、上告の申立の理由を明示しなければならない。

第四百八條 上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

五 判決があつた後に刑の廢止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第四百十二條 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

第四百十三條 前條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、上告裁判所は訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百十四條 前章の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百十五條 上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを発見したときは、検察官、被告人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。前項の申立は、判決の宣言があつた日から十日以内

第四百九條 上告審においては、公判期日に被告人を召喚することを要しない。

第四百十條 上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。但し、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、この限りでない。

第四百五條第二号又は第三号に規定する事由のみがある場合において、上告裁判所がその判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、前項の規定は、これを適用しない。

第四百十一條 上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。
一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。
二 刑の量定が甚しく不当であること。
三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。
四 再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

にこれをしなければならない。

上告裁判所は、適当と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができる。

第四百十六條 訂正の判決は、弁論を経ないでもこれをることができる。

第四百十七條 上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で甲立を棄却しなければならない。訂正の判決に対しても、第四百十五條第一項の申立をすることはできない。

第四百十八條 上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五條の期間を経過したとき、又はその期間内に同條第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。定のある場合は、この限りでない。

第四章 抗告

第四百十九條 抗告は、特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に對してこれをすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第四百二十條 裁判所の管轄又は訴訟手続に關し判決前にした決定に對しては、この法律に特に即時抗告をす

ることができる旨の規定がある場合を除いては、抗告をすることはできない。

前項の規定は勾留、保釈、押收又は押收物の還付に

關する決定及び鑑定のためにする留置に関する決定に

ついては、これを適用しない。

勾留に對しては、前項の規定にかかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告することはできない。

第四百二十一條 抗告は、即時抗告を除いては、何時でもこれをすることができる。但し、原決定を取り消しても害益がないようになつたときは、この限りでない。

第四百二十二條 即時抗告の提起期間は、三日とする。

第四百二十三條 抗告をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めたときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に

送付しなければならない。

第四百二十四條 抗告は、即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執行を停止することができる。

抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。

第四百二十五條 即時抗告の提起期間及びその申立がされたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百二十六條 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならない。

第四百二十七條 抗告裁判所の決定に對しでは、抗告をすることはできない。

第四百二十八條 高等裁判所の決定に對しては、抗告をすることはできない。

即時抗告をすることができる旨の規定がある決定並びに第四百十九條及び第四百二十條の規定により抗告

をすることができる決定で高等裁判所がしたものに對

しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

前項の異議の申立に關しては、抗告に關する規定を準用する。即時抗告をすることができる旨の規定がある決定に對する異議の申立に關しては、即時抗告に関する規定をも準用する。

第四百二十九條 裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に對しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に對してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

一 忌避の申立を却下する裁判
二 勾留、押收又は押收物の還付に關する裁判
三 鑑定のため留置を命する裁判

四 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対し過料又は費用の賠償を命する裁判
五 身体の検査を受ける者に對して過料又は費用の賠償を命する裁判

第四百二十條第三項の規定は、前項の請求について

上訴抗告

前項の請求については、行政事件訴訟に關する法令の規定は、これを適用しない。

第四百三十條 檢察官又は檢察事務官のした第三十九條

第三項の処分又は押收若しくは押收物の還付に關する処分に不服がある者は、その檢察官又は檢察事務官が所属する檢察廳の對應する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

前項の請求期間内及びその請求があつたときは、裁判の執行は、停止される。

司法警察職員のした前項の処分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

前項の請求については、行政事件訴訟に關する法令の規定は、これを適用しない。

裁判所に差し出さなければならぬ。

第四百三十二条 第四百二十四條、第四百二十六條及び第四百二十七條の規定は、第四百二十九條及び第四百三十條の請求があつた場合にこれを準用する。

第四百三十三条 この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しても、第四百五條に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第四百三十四条 第四百二十三條、第四百二十四條及び第四百二十六條の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、前條第一項の抗告についてこれを準用する。

つたとき。

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に関與した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に關與した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、檢察事務官若しくは司法警察職員が被告事件にて職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百三十六条 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一 前條第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

第四編 再審

第四百三十五条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。

二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 特許権、實用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決がなされたとき。

二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に關與した裁判官について前條第七号に規定する事由があるとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対して、再審の請求をすることはできない。

第四百三十七条 前二條の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第四百三十八条 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第四百三十九條 再審の請求は、左の者がこれをすることができる。

二 有罪の言渡を受けた者

三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人

四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第四百三十五條第七号又は第四百三十六條第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれをすることができない。

第四百四十條 檢察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

第四百四十一條 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになつたときでも、これをすることができる。

第四百四十二條 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察廳の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

開始の決定をしなければならない。

再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第四百四十九條 控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに対する再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対する再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百五十條 第四百四十六條、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項又は前條第一項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

事件については、第四四九條の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。

第四百四十三條 再審の請求は、これを取り下げる事ができる。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十四條 第三百六十六條の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。

第四百四十五條 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合に、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百四十六條 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十七条 再審の請求が理由がないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十八条 再審の請求が理由のあるときは、再審

左の場合には、第三百十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第三号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

二 有罪の言渡を受けた者が再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は職権で弁護人を附しなければならない。

第四百五十二条 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百五十三条 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

手続を破棄する。

第五編 非常上告

第四百五十四條 檢事総長は、判決が確定した後その事件の審判が法令に違反したことを發見したときは、最高裁判所に非常上告をすることができる。

第四百五十五條 非常上告をするには、その理由を記載した申立書を最高裁判所に差し出さなければならぬ。

第四百五十六條 公判期日には、検察官は、申立書に基いて陳述をしなければならない。

第四百五十七條 非常上告が理由のないときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第四百五十八條 非常上告が理由のあるときは、左の区別に従い、判決をしなければならない。

一 原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。但し、原判決が被告人のため不利益であるときは、これを破棄して、被告事件について更に判決をする。

二 訴訟手続が法令に違反したときは、その違反した

第四百五十九條 非常上告の判決は、前條第一号但書の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

第四百六十條 裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調査をしなければならない。

裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に關しては、事實の取調をすることができる。この場合には、第三百九十三條第二項の規定を準用する。

第六編 略式手続

第四百六十一條 簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、

五千円以下の罰金又は料を科すことができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没收を科し、その他附隨の処分をすることができる。

略式命令は、被疑者が検察官から略式命令の請求をすることを告げられた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることが相當であると思料がないときに限り、これをることができる。

第四百六十二條 略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならない。

第四百六十三條 前條の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相當であると思料するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。但し、裁判所法第三十三條第二項の場合には、決定で事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。

略式手続

第四百六十四條 略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附隨の処分並びに略式命令の告知があつた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならない。

第四百六十五條 略式命令を受けた者又は検察官は、その告知を受けた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる。

正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所に、書面でこれをしなければならない。正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、速やかにその旨を檢察官又は略式命令を受けた者に通知しなければならない。

第四百六十六條 正式裁判の請求は、第一審の判決があるまでこれを取り下げることができる。

第四百六十七條 第三百五十三條、第三百五十五條乃至第三百五十七條及び第三百五十九條乃至第三百六十五条の規定は、正式裁判の請求又はその取下についてこれを利用する。

第四百六十八條 正式裁判の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、

略式手続

決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

正式裁判の請求を適法とするときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。この場合には、第四百六十三條但書の規定を準用する。

前項前段の場合においては、略式命令に拘束されない。

第四百六十九條 正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令は、その効力を失う。

第四百七十條 略式命令は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

第四百七十一條 裁判は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。
第四百七十二條 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に對應する検察廳の検察官がこれを指揮する。但し、第七十條第一項但書の場合、第一百八條第一項但書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。
上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に對應する検察廳の検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に對應する検察廳に在るときは、その裁判所に對應する検察廳の検察官が、これを指揮する。

第四百七十三條 裁判の執行の指揮は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、謄本若しくは抄本とする。

は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これをすることができる。

第四百七十四條 二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものを先にする。但し、最高檢察廳の検察官は檢事長の、他の検察官は檢事長の許可を得て、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百七十五條 死刑の執行は、法務総裁の命令による。前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がなされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

第四百七十六條 法務総裁が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない。
第四百七十七條 死刑は、検察官、檢察事務官及び監獄の長又はその代理者の立会の上、これを執行しなければならない。
検察官又は監獄の長の許可を受けた者でなければ、

裁判の執行

て、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十一條 前條の規定により刑の執行を停止した場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者を監護義務者又は地方公共團体の長に引き渡し、病院その他の適当な場所に入れさせなければならない。

刑の執行を停止された者は、前項の処分があるまでこれを監獄に留置し、その期間を刑期に算入する。

第四百八十二條 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に對應する検察廳の検察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて執行を停止することができる。但し、最高檢察廳の檢察官にあつては檢事總長の、その他の檢察官にあつては檢事長の許可を得なければならない。

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。

二 年齢七十年以上であるとき。

三 受胎後百五十日以上であるとき。

四 出産後六十日を経過しないとき。

五 刑の執行によつて回復することのできない不利益

にその收監を請求することができる。

請求を受けた檢事長は、その管内の檢察官に收監状を發せしめなければならない。

第四百八十七條 收監状には、刑の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他收監に必要な事項を記載し、檢察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければならない。

第四百八十八條 收監状は、勾引狀と同一の効力を有する。

第四百八十九條 收監状の執行については、勾引狀の執行に関する規定を準用する。

第四百九十條 罰金、科料、没収、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。前項の裁判の執行については、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第四百九十一條 没収又は租税その他の公課若しくは専賣に關する法令の規定により言い渡した罰金若しくは

裁判の執行

を生ずる處があるとき。

六 祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。

七 子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。

八 その他重大な事由があるとき。

第四百八十三條 第五百條に規定する申立の期間内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行は、その申立についてその裁判が確定するまで停止される。

第四百八十四條 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が拘禁されていないときは、檢察官は、執行のためこれを呼び出さなければならない。呼出しに應じないときは、收監状を發しなければならない。

第四百八十五條 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が逃亡したとき、又は逃亡する虞があるときは、檢察官は、直ちに收監状を發し、又は司法警察員にこれを發せしめることができる。

第四百八十六條 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者の現在地が判らないときは、檢察官は、檢事長

追徴は、刑の言渡を受けた者が判決の確定した後死亡した場合には、相続財産についてこれを執行することができる。

第四百九十二条 法人に対して罰金、科料、没収又は追徴を言い渡した場合に、その法人が判決の確定した後合併によつて消滅したときは、合併の後存続する法人又は合併によつて設立された法人に対して執行することができる。

第四百九十三条 第一審と第二審において、仮納付の裁判があつた場合に、第一審の仮納付の裁判について既に執行があつたときは、その執行は、これを第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額の限度において、第二審の仮納付の裁判についての執行とみなす。

前項の場合において、第一審の仮納付の裁判の執行によつて得た金額が第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十四条 仮納付の裁判の執行があつた後に、罰金、科料又は追徴の裁判が確定したときは、その金額の限度において刑の執行があつたものとみなす。

前項の場合において、仮納付の裁判の執行によつて得た全額が罰金、科料又は追徴の金額を超えるときは、その超過額に、これを還付しなければならない。

第四百九十五條 上訴の提起期間中の未決勾留の日数は、上訴申立後の未決勾留の日数を除き、全部これを本刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日数は、左の場合には、全部これを本刑に通算する。

一 檢察官が上訴を申し立てたとき。

二 檢察官以外の者が上訴を申し立てた場合においてその上訴審において原判決が破棄されたとき。

前二項の規定による通算については、未決勾留の一

日を刑期の一日又は金額の二十円に折算する。

上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留は、上訴中の未決勾留日数に準じて、これを通算する。

第四百九十六條 没収物は、検察官がこれを処分しなければならない。

第四百九十七條 没収を執行した後三箇月以内に、権利を有する者が没収物の交付を請求したときは、検察官は、破壊し、又は廃棄すべき物を除いては、これを交

ることができる。

第五百條 訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

前項の申立は、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後十日以内にこれをしなければならない。

第五百一條 刑の言渡を受けた者は、裁判の解釈について疑があるときは、言渡をした裁判所に裁判の解釈を求める申立をすることができる。

第五百二條 裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人が、執行に関し検察官のした処分を不当とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることができる。

第五百三條 前三條の申立は、決定があるまでこれを取り下げることができる。

第三百六十六條の規定は、前三條の申立及びその取下についてこれを準用する。

第五百四條 第五百條乃至第五百二條の申立についてし

付しなければならない。

没収物を処分した後前項の請求があつた場合には、検察官は、公賣によつて得た代價を交付しなければならない。

第四百九十八條 偽造し、又は変造された者を返還する場合には、偽造又は変造の部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

偽造し、又は変造された物が押収されていないときは、これを提出させて、前項に規定する手続をしなければならない。但し、その物が公務所に属するときは、偽造又は変造の部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第四百九十九條 押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付することができない場合には、検察官は、その旨を官報で公告しなければならない。

公告をしたときから六箇月以内に還付の請求がないときは、その物は國庫に帰属する。

前項の期間内でも、價值のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公賣してその代價を保管すればならない。

た決定に對しては、即時抗告をすることができる。

第五百五條 罰金又は科料を完納することができない場合における労役場留置の執行については、刑の執行に関する規定を準用する。

第五百六條 第四百九十條第一項の裁判の執行の費用は、執行を受ける者の負担とし、民事訴訟に関する法令の規定に準じて、執行と同時にこれを取り立てなければならない。

附 則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

刑事訴訟法を改正する 法律案の提案理由

法務総裁

只今上程に相成りました刑事訴訟法を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

新憲法は、各種の基本的人権の保障について格別の注意を拂つてあるのですが、就中、刑事手続に関する点では、わが國における從來の運用に鑑み、特に第三十一條以下数箇條をさして、極めて詳細な規定を設けてあります。しかも、これら新憲法の規定は、英米法系的色彩の濃いものであります。これを完全に実施するためには、大陸法系的傳統の下につくられた現行刑事訴訟法には、根本的な改正を加える必要があるのであります。更に、また、新憲法は、第六章におきまして、司法権の独立を強化し、最高裁判所に違憲立法審査権や

その後も引き続き研究を進めてまいり、昨秋、最高裁判所の規則制定権との關係等を考慮に入れ、さき程申し上げました案に更に修正を加えた案を完成したのであります。而して、今回、更にこの案に対しても、有力な学者、裁判官、検察官、弁護士等の意見を参考し、根本的な修正を加えまして最終案を決定し、國会に提出し、ここに御審議を受ける運びになつた次第であります。

本案は、御覽のように、七編五百六箇條から成る極めてぼう大なものであります。これを現行刑事訴訟法に比較しますと、編別、章節の区分は、大体後者にならつてゐるのであります。大審院の特別権限に属する訴訟手続及び私訴の二編がなくなり、第一編総則で、被告人訊問の章がなくなり、あらたに証拠保全の章が設けられ、又、第二編第一審で、予審の章がなくなり、第三章中に証拠の節があらたに加えられた外、一、二章節を併せたものがある程度であります。條文の数は、附則はこれを削つたことや、手続き的のもので裁判所の規則にゆずつたものがあるためであります。

次ぎに、本案の内容にはいつて御説明申し上げること

刑事訴訟法を改正する法律案の提案理由

規則制定権を與えると共に、その構成にも特別の配慮を致しているのであります。そのため、あらたに、裁判所法や檢察廳法の制定が必要とされたのであります。この方面からも、現行刑事訴訟法には、幾多の改正が免れることになつたのであります。

政府におきましては、さきに、臨時法制調査会を設け、憲法附屬の他の諸法律と共に、刑事訴訟法改正法律案の要綱についても、審議答申を得まして、これにその後の研究の結果を加え、昨春、一應の成案を得るに至つたの運びにならなかつたのであります。それでやむなく、新憲法の要求する最小限度の手当をするため、この案の中から要点を抜き出して、應急的措置を講じて、新憲法施行の日を迎えた次第であります。これが即ち「日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律」であります。殊に犯罪捜査の点について一大改革をもたらしたものであります。以下、簡単に應急措置法と略稱いたしますが、新憲法下の刑事手続は、この應急措置法と現行刑事訴訟法とが二者一体となつて、その下に運営されてきているのであります。政府におきましては、

にします。本案は、長年慣れ親しんできた大陸法系的刑事手続と新憲法にあらわれた英米法系的刑事手続とを渾然調和させることによつて、あたらしい刑事訴訟法の確立をめざしたものであります。改正点は極めて多岐にわたり、その一つ一つが何れも重要なものを含むものであります。その一々の詳細は、別に政府委員から説明させることに致しまして、私からは、特に重要と思われる四つの点について、申し上げることにしたいと思ひます。

まず、第一の点は、公訴提起の方式の改正であります。從来は、公訴の提起と同時に捜査書類及び証拠物を全部裁判所に提出していたのであります。本案では、起訴状には、裁判官に事件について予断を抱かせる處のある書類その他の物を添附したり、又はその内容を引用したりしてはならないことに致しました。從来の方式では、どうしても、裁判官は、公判廷に臨み被告人に面接する前に、記録を調査し、事件の概貌を頭に入れることによつて、予断を抱き易い傾がありますので、今後は、公判廷に臨むまでは、裁判官は、できるだけ白紙の状態におき、公判の審理によつて初めて事件の心証を得るよう

させたのであります。これによりまして、眞に公平明朗な裁判が確保されるわけであります。なお、本案の考え方としましては、公訴の提起は、裁判所に対し審判の範囲を限定すると共に被告人のために防禦の範囲を明確にさせることをも目的とするものであります。この後者は、從来、わが國ではその重要性が十分意識されていなかつたのであります。本案では、この方面をも極めて重視しているのであります。従いまして、公訴の提起は、口頭によることを許さず、必ず書面によることとし、且つ起訴状に公訴事実を記載するには訴因を明示してすべきものとし、罪名を記載するには罰條を示すべきものとし、起訴状は、これを必ず被告人に送達すべきものとし、又、公訴事実の同一性を害しない限度で起訴状に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許すが、この場合には、被告人に十分な防禦の準備ができる余裕を與えるべきこと等を定めているのであります。これらの点は、わが國の刑事裁判の実務の上においても、被告人の人権を保障する面においても、眞に画期的のものであらうかと思ひます。

第二の点といたしましては、公判の審理及び証拠に関する

ないものとし、從來のよきな自由を偏重する傾向を是正し、又、傳聞証拠を極度に制限し、例えば検査官憲の調書やこれに代る証言等は、例外的に、極めて限られた場合にのみ証拠となし得るものとし、その場合を詳細に規定し、証拠の一節を設けた次第であります。なお、いはゆるアレイメントの制度は、被告人の保護に欠ける嫌があるのでこれを採用せず、又、交互尋問制は、なお、研究を要すべき点がありますので、明文上はこれを取り上げず、唯、運用の面でこれに近い方式が採り得るようになつていることを附言しておきます。

第三の点として、審級制度の改正について申し上げます。まず、控訴審を從來のように覆審としないで、事後審としたことが一番大きい改正であります。従来は、御承知のように控訴審では、事件を最初から調べ直して、新らしい判決をする構造になっていたのですが、本案のように、第一審の手続が極めて丁重になり、且つ、被告人の保護の方法も十分厚くなつた以上、控訴審で、從來のように覆審することは實際上の見地からも不可能に近いことであり、且つ、被告人の保護のためにも絶対不可欠ともいふことができないので、本案では、覆審の

する部分の改正であります。前述の公訴の提起の方式の改正と表裏しまして、本案では、徹底的な公判中心主義が採用されることになります。殊に、後で述べます控訴審に関する改正と相まち、第一審の公判が、名実共に全刑事手続の中心となるように構想されているのであります。この部分に関する改正として特に重要なのは、一旦指定された公判期日の変更には、慎重な手続を経なければならぬものとし、審判の迅速化をはかり、又、從前のような被告人訊問の方式をやめ、被告人に沉默権を認め、唯、被告人が任意に供述する場合にのみその供述を求めることがありますとし、被告人の当事者の地位を高め、又、長期三年を超える罪にあたる事件について弁護人がなければ開廷できないものとし、このような事件につき弁護人がないときは國選弁護人を附するものとし、被告人の保護を一層厚くした、こと等であります。なお、弁護人は、拘禁中の被告人と官憲の立会なしに面接等をすることができる事に成つていても御留意願いたいと思ひます。次ぎに、証拠の点でありますと、公判廷における自白であると公判廷外の自白であるとを区別せず、自白だけを唯一の証拠として有罪の認定をすることができます。

にも、原判決を破棄することができるものとし、以て最高裁判所が具体的な事件について妥当な解釈をはかり得る道を拓いたのであります。この最高裁判所の権限は、現行刑事訴訟法と警察指揮法との中間をゆくものとして、適切なものであると思ひます。なお、刑事につきましては、控訴審は、全部、高等裁判所、上告審は最高裁判所で取り扱うものとする前提の下に本案は、できていることを附言いたしておきます。

最後に、検察官と警察官及び警察吏員との刑事訴訟法上の関係について申し上げます。申すまでもなく、警察は、警察法の制定によりまして、当然、犯罪捜査の職責を負うことになり、警察官及び警察吏員は、從来のように検察官の補佐又は補助としてではなく独立の主体として犯罪の捜査をする建前になつたのであります。したがつて検察官の補佐又は補助としてではなく独立の主体たる司法警察職員を予定し、これに対し、公訴を実行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定めるため的一般的指示権、捜査に協力を求めるため必要な一般的指揮権及び自ら犯罪を捜査する場合において必要あるときの捜査の補助をさせるための指揮権の三種の権限を認められ、これに従わない場合には、懲戒又は罷免の訴追をすることができるものとされてゐるのであります。検察官と司法警察職員たる検察官及び警察吏員の刑事訴訟法上の関係は、このように定められたわけですが、これらは、警察法の理念にも背馳せず、且つ、わが國の実情にも適合し、尤も妥当なものと考えられるのであります。

以上簡単ながら刑事訴訟法を改正する法律案の最も重要なとと思われるところを略説いたした次第であります。何分、先程も申し上げましたように、本案は、基本的人権の保障を強調する新憲法の附屬法典として尤も重要なものの一つであり、國內的にも國際的にも注目的なつてゐるものであり、極めてぼう大、且つ、あらゆる点で画期的なものを含んでゐるものであります。何卒御審議の上、速やかに御可決あらんことを望みます。

昭和二十三年七月十日印刷
昭和二十三年七月十五日發行

刑事訴訟法正文

定價四十圓

編集者

橋

發行者

東京都中野區野方町二ノ一六一〇 橋

印刷者

東京都中央區日本橋茅場町一ノ六

原

川

力

發行所

東京都中野區野方町

二丁目一六一〇番地

立花書房

會員番號A-20143

振替東京一九六三三七番

(神田事務所) 東京都千代田區神田錦町一ノ一四
電話神田(25)一七六〇番

日本印刷株式會社

(落丁本などについては責任を持ちます。)

終